

しかし、所有者・管理者の都合等により、このような対応が困難な場合には、都道府県が住宅の所有者・管理者に対して当該附帯設備の設置に係る相当な費用を支出した場合も応急仮設住宅の費用として国庫負担の対象とすることとして差し支えないので、事前に前広にご相談願いたい。なお、このような取扱いを行った場合は、供与期間終了時に当該附帯設備の清算を行う必要が生じることに留意されたい。